



鳥取県公報

令和2年9月23日（水）
第9236号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 知事指定薬物の指定の失効（529）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
- 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞（530）（境港水産事務所）・・・・・・・・ 2
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集（17）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第529号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
2-知(1)-1	α -P i H P、 α -P H i P	令和2年8月28日	令和2年9月5日
2-知(1)-2	F u r a n y l e t h y l f e n t a n y l、F U E F	〃	〃
2-知(1)-3	B O D、 β -M E T H O X Y - 2 C - D	〃	〃
2-知(1)-4	I s o b u t y r y l f e n t a n y l	〃	〃
2-知(1)-5	C H M - 0 8 1	〃	〃

鳥取県告示第530号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶の停泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

令和2年9月23日

鳥取県境港水産事務所長 宇 山 俊 彦

- 1 聴聞の日時 令和2年10月1日（木）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-20
鳥取県境港水産事務所応接室（みさき会館2階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶の停泊を命じようとするものである。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和2年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年9月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和2年9月30日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他